明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○創業支援事業の実施に関する指針（総務・経済産業一）　一
○専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が専門士と称することができる専修学校専門課程として個別に認めた件（文部科学六）　二
○専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程についてその名称を変更した件（同七）　六
○専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件（同八）　八
○高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が高度専門士と称することができる専修学校専門課程として個別に認めた件（同九）　三
○高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程についてその名称を変更した件（同一〇）　三
○高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件（同一一）　三
○高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程として要件に適合しなくなったと認めた件（同一二）　三
○中小企業承継事業再生の実施に関する指針（経済産業一九）　三
○国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関が講ずべき支援措置に関する指針を定めた件（同二〇）　三

〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、型式適合認定関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　四
会社その他　四
会社決算公告　五